

付 議 第 2 号

平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要項議案

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第23号に基づき、別紙のとおり平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要項を定めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(23) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要項（案）

I 出願資格

- 1 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第1学年に出願できる者（以下「入学志願者」という。）は、次のとおりとする。

平成22年3月に小学校を卒業する見込みの者。

- 2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

III 日程

事 項	日 時	備 考
入学願書・ 受検票等の配布	平成22年1月8日（金）午前9時から（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	○ 志願先県立中学校で配付する。
出 願 期 間	平成22年2月1日（月）午前9時から 2月4日（木）午後5時まで ※ 郵送の場合は、2月4日までの消印のある書留速達便は有効	○ 入学手数料として、2,200円の高知県収入証紙をはる。
作文、適性検査 及び面接	平成22年2月20日（土）午前9時から	
入学予定者 の 発 表	平成22年2月25日（木）午後4時	○ 各県立中学校において受検番号を発表する。 ○ 受検者全員に郵送で通知する。
入学意思確認書 の 提 出	平成22年2月26日（金）から 3月5日（金）までの午前9時から午後5時まで ※ 郵送の場合は、3月5日までの消印のある書留速達便は有効	○ 直接学校に提出する場合は、左記の期間で学校が定める日程、郵送の場合は左記の期間とする。
補欠入学期間	平成22年3月8日（月）から3月12日（金）まで	

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から学校が指定する検査等（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

- 1 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。
- 2 検査等及び面接の実施方法等については、平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。
- 3 入学志願者が入学定員を超える場合は、入学予定者の決定とともに各県立中学校長が必要と認める数の補欠入学予定者を決定する。
- 4 その他
 - (1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の制限を設ける。
 - (2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

VI 補欠入学

- 1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。
- 2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。
- 3 補欠入学の実施期間、実施方法等については、取扱要領で定める。

VII その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、県教育長が取扱要領で定める。

高知県立中学校入学志願者取扱要項 新旧対照表

(新)

平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

- 1 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第1学年に出願できる者（以下「入学志願者」という。）は、次のとおりとする。

平成22年3月に小学校を卒業する見込みの者。

- 2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

III 日程

事 項	日 時	備 考
入学願書・ 受検票等の 配布	平成22年1月8日（金）午前 9時から（土曜日、日曜日及び 祝日を除く。）	○ 志願先県立中 学校で配付する。
出願期間	平成22年2月1日（月）午前 9時から2月4日（木）午後5 時まで	○ 入学手数料と して、2,200円の

(旧)

平成21年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

- 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第1学年に入学を志願することができる者（以下「入学志願者」という。）は、次のとおりとする。

平成21年3月に小学校を卒業する見込みの者

通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

	※ 郵送の場合は、2月4日までの消印のある書留速達便は有効	高知県収入証紙をはる。
作文、適性検査及び面接	平成22年2月20日(土) 午前9時から	
入学予定者の発表	平成22年2月25日(木) 午後4時	○ 各県立中学校において受検番号を発表する。 ○ 受検者全員に郵送で、通知する。
入学意思確認書の提出	平成22年2月26日(金)から3月5日(金)までの午前9時から午後5時まで ※ 郵送の場合は、3月5日までの消印のある書留速達便は有効	○ 直接学校に提出する場合は、左記の期間で学校が定める日程、郵送の場合は左記の期間とする。
補欠入学期間	平成22年3月8日(月)から3月12日(金)まで	

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から学校が指定する検査等（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

- 1 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。

III 入学予定者の決定

1 入学予定者の選抜

- (1) 入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から教育長が定める検査等（以下「検査等」という。）及び面接を行い、入学予定者を決定する。
- (2) 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。

2 検査等及び面接の実施方法等については、平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。

3 入学志願者が入学定員を超える場合は、入学予定者の決定とともに各県立中学校長が必要と認める数の補欠入学予定者を決定する。

4 その他

(1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の制限を設ける。

(2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

VI 補欠入学

1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。

2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。

3 補欠入学の実施期間、実施方法等については、取扱要領で定める。

VII その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、県教育長が取扱要領で定める。

(3) 検査等及び面接の実施方法等については、平成21年度高知県立中学校入学者募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。

2 補欠入学予定者の選抜

入学志願者が入学定員を超える場合は、入学予定者の決定とともに各県立中学校長が必要と認める数の補欠入学予定者を決定する。

3 その他

(1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の制限を設ける。

(2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

IV 補欠入学

1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。

2 補欠入学を実施するに当たっては、IIIの2に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。

3 補欠入学の実施期間、実施方法等については、募集要項で定める。

V その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、教育長が募集要項で定める。